


所管部課	学校教育部 給食課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について		区分		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①小学校教職員の給食実施基準日数について、「担任」と「担任以外」で区分している規定を実態に即し一律192日とするため、所要の改正を行う。</p> <p>②給食費の納入日について、民間企業の給与支給日や保護者の利便性等を考慮し、納入月の「20日」から「末日」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和2年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①給食実施基準日数について、実態に即した内容となり、適切な運用が図られる。</p> <p>②給食費について、納入者の利便性等を考慮した対応を図ることで、より円滑な徴収が期待できる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則の案文は、文書課において審査済み。 ・令和2年7月29日開催の教育委員会定例会において承認済み。 ・令和2年7月29日公布済み。 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係事務を速やかに進めたい。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。